

## 静岡県告示第778号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月8日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の①のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中「島田掛川信用金庫御前崎西支店」及び「島田掛川信用金庫菊川駅前支店」を削る。

2の①のエの表株式会社静岡銀行東静岡駅支店の項所在地の欄中「曲金6丁目8番5-1号」を「石田2丁目5番5号（登呂支店内）」に改め、同表株式会社静岡銀行相生支店の項所在地の欄中「相生町3番10号」を「板屋町527番地（浜松中央支店内）」に改める。

2の②のアの表スルガ銀行株式会社静岡支店の項所属の公金収納代表店、公金収納店及び特定公金収納店の欄中「スルガ銀行ミッドタウン支店」を削る。

2の②のイの表スルガ銀行株式会社本店の項所属の公金収納店の欄中「スルガ銀行伊豆中央支店」及び「スルガ銀行沼津静浦支店」を削る。

2の②のエの表スルガ銀行株式会社伊豆中央支店の項、同表スルガ銀行株式会社静浦支店の項及び同表スルガ銀行株式会社ミッドタウン支店の項を削り、同表スルガ銀行株式会社沼津南支店の項所在地の欄中「1486番地の2」を「376番地の1」に改める。

2の③のエの表島田掛川信用金庫御前崎西支店及び島田掛川信用金庫菊川駅前支店の項を削る。

### 附 則

この告示は、次の各号に規定する日から施行する。ただし、スルガ銀行株式会社沼津静浦支店及びスルガ銀行株式会社沼津南支店に係る改正規定は、公示の日から施行し、改正後の静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定は、令和3年10月4日から適用する。

- (1) 島田掛川信用金庫御前崎西支店に係る改正規定 令和3年10月8日
- (2) 株式会社静岡銀行東静岡駅支店及びスルガ銀行株式会社ミッドタウン支店に係る改正規定 令和3年10月11日
- (3) 島田掛川信用金庫菊川駅前支店に係る改正規定 令和3年10月15日
- (4) 株式会社静岡銀行相生支店及びスルガ銀行株式会社伊豆中央支店に係る改正規定 令和3年10月18日